

性犯罪者処遇プログラム検討会 報告書（概要）（令和2年10月）

検討会設置の目的

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者等に対し一貫性のある効果的な指導を実施するため、性犯罪者処遇プログラムの更なる充実について検討を行う。

主な評価及び提言

【現状の評価】

【提言】

論点①：現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性について

（基礎となる理論）

再犯を「しない」方法が強調され、対象者の目標とする生活の実現を目指す視点や強みを活用する介入が乏しくなりがち。

（アセスメント）

対象者に応じた適切な介入方法等の見立てが十分とは言えない。

（被害者理解のためのセッション）

重視する内容について検討が必要。

（特定の問題性や特性を有する者への指導）

指導効果が上がりにくい対象者群に対する更なる処遇上の工夫が必要。

（保護観察所におけるプログラム修了後）

これまで学んだことを維持していくための仕組みが十分とは言えない。

⇒達成したい目標や対象者の強みのより一層の活用。

⇒犯罪行動を促進している要因や対象者の強み等を確実に把握できるようアセスメントを充実。

⇒被害者の視点から、被害や被害者に関する事実を理解させる内容とする。

⇒習慣的行動とみなせる性犯罪をじゃっ起した者や小児に対する性加害を行った者等に対する特性等を踏まえた効果的な介入方法の検討。

⇒引き続き、リスクの管理と必要な介入を行うための方策の検討。

論点②：矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導について

- ・刑事施設から保護観察所への引継ぎ内容が十分活用されていない。
- ・医療・福祉機関等との連携に当たっては、処遇等に関する必要な情報の一層の共有が必要。

⇒引継ぎ内容・方法の工夫、ケース会議の活用等の検討。

⇒プログラムの内容等の情報の医療・福祉機関等への適切な共有。

論点③：指導担当者の研修（育成）体制について

- ・刑事施設担当者の指導力には個人差がある。
- ・保護観察官に対する研修の機会が十分とは言えない。
- ・保護司に対しても性犯罪者処遇に関する理解の促進が必要。

⇒研修対象者に応じた研修カリキュラムの充実について検討。

⇒専門家による助言等を受けることができる体制の整備。

⇒保護観察官及び保護司に対する研修体制の充実。

性犯罪者の再犯を防止するための実効的な処遇を行うことができるよう、提言を踏まえてプログラム等の一層の充実化を図る。